

平成22年第1回定例会

防災農水商工常任委員会説明資料

	頁
◎所管事項説明	
1 「2010年(平成22年)版県政報告書」(案)における 防災危機管理部主担当の重点的な取組及び施策について・・・・・・・・	1
2 第2次三重地震対策アクションプログラムについて・・・・・・・・	8
3 第3次三重地震対策アクションプログラムの策定について・・・・・・・・	10
4 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について・・・・・・・・	13
5 三重県業務継続計画(仮称)について・・・・・・・・	17
6 三重県復旧・復興マニュアル(仮称)について・・・・・・・・	19
7 チリ地震に伴う津波に対する避難行動調査結果(速報)について・・	21
8 災害対策本部機能の充実強化について・・・・・・・・	24
9 地域防災力向上に向けた取組について・・・・・・・・	26
10 審議会等の開催状況について・・・・・・・・	30
◎報告事項	
1 伊勢志摩広域防災拠点施設における活動訓練概況・・・・・・・・	31
2 津波CGによる啓発・・・・・・・・	35
別冊1 第2次三重地震対策アクションプログラム(平成21年度目標達成状況表)	
別冊2 チリ中部沿岸を震源とする地震に伴う津波に対する避難行動調査結果(速報)	

平成22年6月23日

防災危機管理部

1 「2010年（平成22年）版県政報告書」（案）における 防災危機管理部主担当の重点的な取組及び施策について

防災危機管理部が主担当である重点的な取組及び施策については、次頁以下のとおりです。

（1）重点事業

くらし1 「いのち」を守るみえの地震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁
〔県政報告書（案）該当頁：2分冊の① 56～59頁〕

（2）施策

施策311 防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6頁
〔県政報告書（案）該当頁：2分冊の② 60～61頁〕

重点 暮らし1 「いのち」を守るみえの防災対策

主担当部：防災危機管理部

重点事業の目標

「防災風土の醸成」、「被害の軽減（減災）」、「応急体制の確立」の3つを柱とした「第2次三重地震対策アクションプログラム」を着実に進めるため、「『いのち』を守るみえの地震対策」として重点事業の取組を展開してきましたが、「三重県防災対策推進条例」の制定を踏まえ、自然災害全般にわたる減災を進めるため、市町と共に、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化をはかるほか、「公助」として減災に寄与するハード基盤の整備等、県民の皆さんの命を守ることに重点を置いた事業を推進します。さらに、発災時において救助・救援活動、医療活動、輸送手段の確保等の初動対策が迅速に実施できるよう、その基盤整備や防災関係機関等と連携した活動体制づくりを進めます。

現段階での進展状況と4年間を視野に入れた総合的評価

【評価結果をふまえた重点事業の進展度】

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

- 重点事業を構成する12事業のうち、2009年度で目標を達成したのは9事業でしたが、重点事業の数値目標については、ほぼ目標値に近い実績を達成しましたので、全体として「ある程度進んだ」と判断しました。
- 事業展開の遅れから、2009年度の事業目標に達していない3事業についても、成果に向けて着実に進みつつあり、最終年度において全体の目標を達成できると考えています。

【重点事業の数値目標の達成状況】

数値目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
地震対策アクションの重点項目進捗率	—	36%	53%	79%	100%	0.97
	—	42%	64%	77%		

【構成事業の事業目標平均達成率】 98%

【事業費（千円）】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計
策定時の見込額	5,307,405	5,364,000	5,186,000	4,990,000	20,847,405
決算額等	5,090,926	6,168,873	4,923,932	6,229,313	22,413,044

重点事業を構成する事業全体の2009年度事業目標の達成状況

【事業目標達成状況（目標達成事業数／構成事業数）】 9／12

【達成状況に対するコメント】

- 重点事業を構成する12事業中、伊勢志摩広域防災拠点を整備するなど9事業は事業目標を達成することができました。
- 「みえの防災活力支援事業」や「待ったなし！耐震化プロジェクト推進事業」において、自助の取組推進を展開していますが、十分とはいえない状況にあります。
- 災害防除施設事業については、2009年度に15か所の整備を推進し、年度内に9か所の整備が完了しました。残り6か所については、2010年度に整備を完了します。

重点事業の目標を達成するために残された課題と2010年度の取組方針

- 「三重県防災対策推進条例」の制定を踏まえ、地震災害のみならず自然災害全般にわたる減災を進めるため、引き続き、「自助」「共助」「公助」による防災対策を総合的かつ計画的に進めます。
- 家庭や地域における自主的な防災活動を活性化するために、自主防災組織等による、実践型の避難所運営訓練や広報誌の発行を支援するなどの取組を充実させます。
- 災害に強い県土の基盤づくりを目指して、木造住宅の耐震化や緊急輸送道路等の整備を進めます。
- 平成26年度までの「三重県の減災目標」達成のため、「第3次三重地震対策アクションプログラム」を策定します。

重点事業を構成する事業と取組内容

事業名						目標達成状況	2009年度の主な取組内容
目標名	事業目標						
	2007年度 上：目標値 下：実績値	2008年度 上：目標値 下：実績値	2009年度 上：目標値 下：実績値	2010年度 上：目標値 下：実績値			
(1) みえの防災活力支援事業						0.91	実践型訓練の実施（6市町）や「自主防だより」の発行を支援しました。
防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	42%	45%	48%	50%			
事業費（千円）	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計		
上：策定時の見込額	51,601	52,000	52,000	52,000	207,601		
下：決算額等	46,721	46,352	82,748	50,835	226,656		

(2) 地域防災力推進事業						
地域防災ネットワークの構築数(累計)	5	5	5	5	1.00	構築された地域防災ネットワークへの支援を、引き続き行いました。
	5	5	—	—		
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	3,702	2,000	—	—	5,702	
下:決算額等	2,419	1,061	—	—	3,480	
(3) いのちを守る減災対策推進事業						
減災に向けた市町の取組数(累計)	35件	69件	113件	157件	1.00	津波対策、孤立対策、避難所耐震化対策、災害時要援護者対策の市町支援を行いました。
	43件	92件	136件			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	126,000	122,000	66,000	66,000	380,000	
下:決算額等	86,210	121,892	99,862	104,700	412,664	
(4) 待ったなし!耐震化プロジェクト事業						
木造住宅の耐震診断率	9.2%	11.4%	13.8%	16.6%	0.91	木造住宅の耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事の支援を実施する市町への補助を行いました。
	9.2%	10.8%	12.6%			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	157,750	158,000	34,000	34,000	383,750	
下:決算額等	76,254	72,469	66,833	122,250	337,806	
(5) 耕地施設管理事業						
(6) 緊急津波対策海岸保全事業						
防潮扉・水門動力化整備数(累計)	121か所	140か所	157か所	163か所	1.00	(5)の事業で3か所、(6)の事業で9か所の計12か所の防潮扉・水門の動力化を行いました。
	123か所	147か所	159か所			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	439,500	360,000	297,000	157,000	1,253,500	
下:決算額等	447,230	409,938	240,625	189,104	1,286,897	
(7) 広域防災拠点施設整備事業						
広域防災拠点施設設置地域数[か所数](累計)	2地域 [3か所]	2地域 [3か所]	3地域 [4か所]	3地域 [4か所]	1.00	伊勢志摩広域防災拠点の整備を行いました。
	2地域 [3か所]	2地域 [3か所]	3地域 [4か所]			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	422,728	272,000	267,000	—	961,728	
下:決算額等	393,759	899,786	380,820	27,253	1,701,618	
(8) 災害対応力強化事業						
災害対策業務の標準化(活動計画・標準マニュアル数)(累計)	2	3	4	4	1.00	計測震度計の更新を行いました。
	2	4	4			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上:策定時の見込額	29,676	105,000	105,000	100,000	339,676	
下:決算額等	22,825	103,072	126,129	92,797	344,823	

(9) 災害医療体制強化推進事業						
災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数(累計)	1,000人	1,650人	2,300人	2,500人	1.00	医療従事者等を対象とした災害医療に関する研修会を開催しました。
	1,500人	2,032人	2,339人			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上: 策定時の見込額	59,894	56,000	57,000	154,000	326,894	
下: 決算額等	3,437	56,171	14,731	268,879	343,218	
(10) 緊急輸送道路整備事業						
緊急輸送道路ネットワークの整備率(路線の整備状況)	89.0% [81/91]	89.0% [81/91]	90.1% [82/91]	91.2% [83/91]	1.00	緊急輸送道路14か所の整備を重点的に推進し、1路線の整備が完了しました。
	89.0% [81/91]	89.0% [81/91]	90.1% [82/91]			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上: 策定時の見込額	2,273,554	2,457,000	2,432,000	2,670,000	9,832,554	
下: 決算額等	2,319,180	2,803,428	2,302,278	3,629,845	11,054,731	
(11) 緊急輸送道路整備事業(街路)						
緊急輸送道路(街路)の整備割合	43% [3/7]	43% [3/7]	57% [4/7]	86% [6/7]	1.00	街路事業による緊急輸送道路3か所の整備を重点的に推進しました。
	43% [3/7]	57% [4/7]	57% [4/7]			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上: 策定時の見込額	1,253,000	1,323,000	1,419,000	1,300,000	5,295,000	
下: 決算額等	1,212,840	1,100,220	1,318,110	1,346,740	4,977,910	
(12) 災害防除施設事業(緊急輸送道路)						
緊急輸送道路において、対策が必要な落石等危険箇所(整備対象箇所)の整備割合	69% [60/87]	79% [69/87]	90% [78/87]	100% [87/87]	0.96	道路防災総点検に基づく道路危険箇所15か所の整備を推進し、9か所の整備が完了しました。
	61% [53/87]	76% [66/87]	86% [75/87]			
事業費(千円)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	4か年計	
上: 策定時の見込額	490,000	457,000	457,000	457,000	1,861,000	
下: 決算額等	480,051	554,484	291,796	396,910	1,723,241	

施策名 311 防災対策の推進

主担当：防災危機管理部 防災危機管理分野 総括室長 細野 浩 電話 059-224-2181

施策の目的

多様な主体が、災害等に対して安全で安心できる基盤や体制づくりに取り組み、地域防災力を向上させています。

評価結果をふまえた施策の進展度

(A. 進んだ B. ある程度進んだ C. あまり進まなかった D. 進まなかった)

【判断理由】

- 主指標、副指標とも目標を達成しましたが、基本事業において目標を達成していない項目があることから「ある程度進んだ」と判断しました。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標達成状況
	下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	上:目標値 下:実績値	
【施策目標項目（主指標）】						
過去1年の間に地域における防災活動に参加した人の割合	— 26.2%	28.7% 35.1%	31.1% 35.5%	33.6% 36.3%	36%	1.00
【県の取組目標項目（副指標）】						
第2次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	— —	25.0% 35.0%	50.0% 57.0%	75.0% 75.0%	100.0%	1.00
自主防災組織の訓練等実施率	— 75.4%	78.5% 81.2%	80.7% 79.3%	82.9% 84.0%	85.0%	1.00

基本事業名	基本事業の目標項目	2009年度 目標値	2009年度 実績値	目標達成状況
31101 防災体制の整備	第2次三重地震対策アクションプログラムの進捗率	75%	75.0%	1.00
31102 防災風土の醸成	防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合	48%	43.9%	0.91
	自主防災組織の訓練等実施率	82.9%	84.0%	1.00
31103 防災情報の共有化	県ホームページ防災情報への年間アクセス数	790,000件	1,390,000件	1.00
31104 災害に強い建築物の確保	特殊建築物*維持管理の適合率	80.3% (2008年度)	80.0% (2008年度)	0.99
	木造住宅の耐震診断率	13.8%	12.6%	0.91
31105 緊急輸送ルート of 整備	緊急輸送道路*ネットワークの整備率（路線の整備状況）	90.1%	90.1%	1.00
31106 災害時医療体制の整備・被災者対策の推進	災害医療に関する研修等に参加した医療従事者数（累計）	2,300人	2,339人	1.00
31107 消防力向上の支援	消防力の充足率	89.2%	83.1%	0.93
31108 高圧ガス等の保安の確保	事故発生防止率	100.0%	99.5%	0.99

(単位：百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
予算額等	1,850	1,885	2,300	5,145	2,995
概算人件費		823	850	710	
(配置人員)		(91人)	(91人)	(75人)	

2009年度の取組概要

- ・ 「三重県防災対策推進条例*」の制定を機に「三重風水害等対策アクションプログラム」の策定を行い、「第2次三重地震対策アクションプログラム」とあわせ自然災害全般に対して、計画的に対策を推進する体制を整備しました。
- ・ 伊勢湾台風来襲から半世紀が経過することから、その被災経験や教訓を風化させないよう、新たに制定した「みえ風水害対策の日」や、「みえ地震対策の日」を中心に、「自助」「共助」の取組を一層進めるため、啓発イベントやマスメディアを活用した防災知識の普及・啓発などを実施し、防災意識の醸成を図りました。
- ・ 大規模地震発生時などに迅速かつ的確な対応を実施するため、中勢、東紀州に続き、伊勢志摩地域に広域防災拠点施設*を整備しました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 地域における防災活動に参加した人の割合は36.3%と2008年度から0.8%増加し2009年度目標を達成しました。防災知識の普及・啓発活動による防災意識の向上が着実に行動につながっているものの「自助」の取組を行っている県民の割合は43.9%にとどまっており、さらなる普及・啓発活動が必要です。
- ・ 「第2次三重地震対策アクションプログラム」の進捗率は目標値を上回り、地震対策全般としては一定の成果がみられるものの、2010年2月のチリ地震に伴う津波に対する住民の避難行動や耐震化の取組状況を踏まえると、東海地震、東南海・南海地震等による被害を軽減させるため、避難体制の検討や津波対策・耐震化対策を計画的に進めていく必要があります。

2010年度の取組方向

- ・ 「第2次三重地震対策アクションプログラム」及び「三重風水害等対策アクションプログラム」に基づき、「自助」「共助」を軸とした地域防災力の向上と、それを支える「公助」による防災対策を総合的かつ計画的に進めるとともに、2011年度からの「第3次三重地震対策アクションプログラム」の策定を行います。
- ・ 「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき緊急消防援助隊、警察機関、防災関係機関、関係団体等と連携した合同訓練を実施します。
- ・ 三重大学と連携し、三重県庁の業務継続計画策定、三重県企業防災ネットワークの構築など災害対応体制の整備、企業減災体制の構築に着手します。
- ・ 2009年度に伊勢志摩広域防災拠点施設整備が完了したことから、伊賀広域防災拠点施設整備に着手します。
- ・ 建築物の耐震化や緊急輸送道路等の整備を進めるほか、住宅の耐震化を促進するため、各市町と連携して支援制度の周知を図ります。

2 第2次三重地震対策アクションプログラムについて

1 目的

「第2次三重地震対策アクションプログラム（計画期間：平成19年度～22年度）」は、「三重地震対策アクションプログラム（計画期間：平成14年度～18年度）」における成果を活かすとともに、残された課題や近年の地震災害から得られた教訓を踏まえて、平成19年7月に策定した地震対策を総合的かつ計画的に進めるための行動計画で、三重県防災対策推進条例第10条第2項に規定する事業計画です。

「防災風土の醸成」、「被害の軽減（減災）」、「応急体制の確立」の3つを柱とした「第2次三重地震対策アクションプログラム」の推進を通して、「三重県地域防災計画」の実効性を高め、地震災害に強い三重県の実現をめざします。

2 平成21年度における目標達成度

「第2次三重地震対策アクションプログラムの目標達成度」は、平成21年度75%と目標値（75%）を達成することができました。

個別に見ると、95アクション（平成21年度中間検証後）中66アクション（約69.5%）において目標達成度が75%以上となりましたが、29アクション（約30.5%）は、目標達成度が75%に至っていません。

(1) 第2次三重地震対策アクションプログラムの目標達成度

目標項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	下:目標達成度	上:目標値 下:目標達成度	上:目標値 下:目標達成度	上:目標値 下:目標達成度	上:目標値 下:目標達成度
第2次三重地震対策アクションプログラムの目標達成度	-	25%	50%	75%	100%
	-	35%	57%	75%	

(注)「第2次三重地震対策アクションプログラムの目標達成度」は、95全アクションの平均

(2) アクションの目標達成度

目標達成度	アクション数 (%)	平均目標達成度
75%以上 100%	66 (69.5%)	88.4%
75%未満	29 (30.5%)	46.3%
計	95	75%

(詳細は別冊1のとおり)

3 75%未満に留まったアクションの概況について

29のアクションについては、目標未達成でした。主な理由として、①避難路、緊急輸送道路などハード整備事業等は4か年を見据えた目標を設定しており、平成22年度末では、目標が達成できる見込であるもの、②津波避難施設の整備・確保など県以外の取組主体の取組結果を目標値と設定しているため、県の取組だけでは、目標達成をはかることができないもの、③帰宅支援方法及び支援拠点等の点検など他機関との調整に時間を要するものがあります。(詳細は別冊1のとおり)

4 アクションプログラムの修正について

これまでの取組の結果などを踏まえ、下記の6アクションについては、平成22年度の目標値を修正します。

- ・ 6 企業防災活動の促進
 - ③企業の優良取組事例の紹介
事例集作成回数の目標値
1回を2回に修正 (目標値を達成したため)
- ・ 7 防災に関する人材の育成
 - ②自主防災組織リーダー等の人材育成
受講者数の目標値
8,800人を10,000人に修正 (目標値を達成したため)
 - ③企業防災担当者の人材育成
受講者数の目標値
1,350人を1,840人に修正 (目標値を達成したため)
- ・ 14 地震に強いまちづくりの推進
 - ① 道路施設の耐震化
橋りょう耐震補強整備率(県管理分)の目標値
87.4%を89.3%に修正 (目標値を達成見込みのため)
- ・ 15 避難対策の促進
 - ① 避難路の整備
県管理海岸計画避難路整備済海岸数の目標値
10海岸を9海岸に修正 (避難路整備する海岸でなくなったため)
- ・ 24 災害時の情報収集・伝達、広報活動体制の確立
 - ①市町村合併による防災無線の再整備
防災無線再整備市町数の目標値
7市町を8市町に修正 (目標値を達成見込みのため)

5 今後の取組方針

- (1) 「第2次三重地震対策アクションプログラム」を着実に進めるために、引き続き、自助・共助・公助による地震対策に総合的かつ計画的に取り組み、最終年度の目標(目標達成度100%)達成をめざします。
- (2) 目標達成度が75%未満のアクションについては、アクション担当部(室)とともに一層の取組を進めます。
- (3) 計画期間の最終年度であることから、取組の成果と課題の検証を行い、「第3次三重地震対策アクションプログラム」の作成に反映していきます。

3 第3次三重地震対策アクションプログラムについて

1 現状及び課題

地震対策については、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」、平成19年度に「第2次三重地震対策アクションプログラム」を作成し取り組んできました。県有施設の耐震化、緊急輸送道路の整備、防災に関する人材の育成などは進んだ一方、個人住宅の耐震化、防災に関して「自助」の取組を行っている県民の割合などは、目標どおりに進捗していない状況です。

また、今年2月のチリで発生した巨大地震による津波からの避難勧告・指示が発せられたにもかかわらず、避難した住民が寡少であった事実など、地震・津波に対する警戒意識について憂慮すべき状況が判明しました。

こうした状況下であって、いつ発生してもおかしくない巨大地震への備えを引き続き強力に進めていく必要があります。

2 基本的な考え方

防災の基本である自らの身の安全は自ら守る「自助」とともに、災害時要援護者の支援や孤立地区対策等の課題への対応など、自らの地域は皆で守る「共助」、行政、防災関係機関が担う「公助」の取組を一層進めていく必要があります。

こうしたなか、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の計画期間が平成22年度に終了することから、これまでに取り組んできた、現行の3つの施策目標などの基本的な体系を継承しながら、減災目標の達成状況を検証し、目標達成度が低いアクションや新たに判明した課題について重点的に取り組む「第3次三重地震対策アクションプログラム」を作成して、引き続き計画的に防災対策を推進します。

また、県民しあわせプラン次期戦略計画及び「三重風水害等対策アクションプログラム」との整合をはかり、必要な施策項目（対策アクション）を設定して、各項目の進捗管理を行うこととします。

なお、「三重風水害等対策アクションプログラム」では、「県民しあわせプラン第2次戦略計画」、「第2次三重地震対策アクションプログラム」に関連した取組は平成22年度の目標値としていることから、平成23年度から26年度の数値目標について、「県民しあわせプラン次期戦略計画」「第3次三重地震対策アクションプログラム」の作成とあわせ、平成22年度に設定していきます。

(1) 減災目標

「第2次三重地震対策アクションプログラム」で定めた減災目標の達成を目指します。

平成26年度までに、

東海・東南海・南海地震の同時発生時の死者数、経済的被害を半減させる。

死者数：約4,800人 → 約2,400人

経済的被害額：約3兆円 → 約1.6兆円

(2) 計画期間

「第3次三重地震対策アクションプログラム」の計画期間は、県民しあわせプラン次期戦略計画との整合を図るため、平成23～26年度までとします。

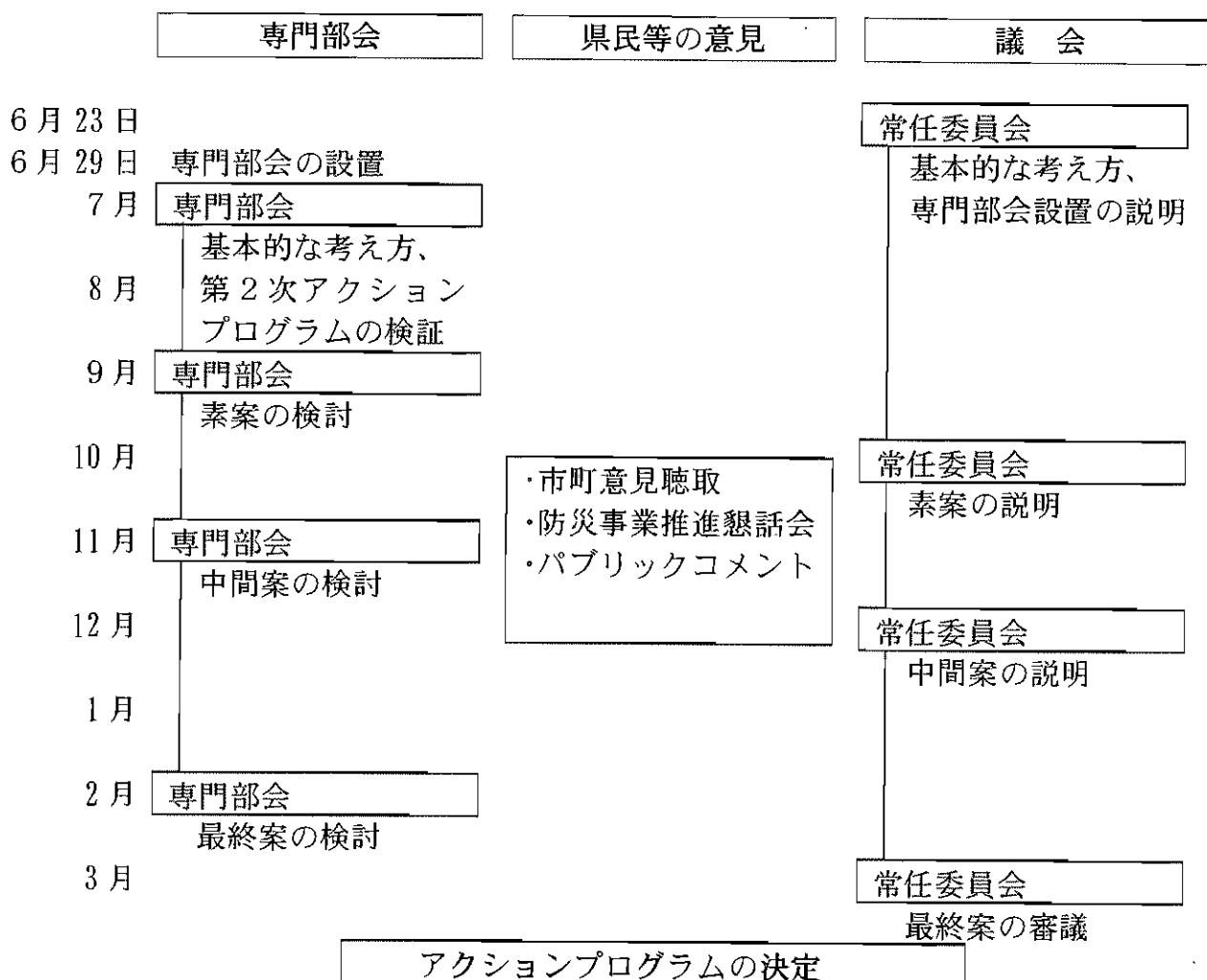
(3) 数値目標の明示

アクションプログラムの実効性を確保するためには、常に進捗状況を把握することが必要であり、その検証を着実かつ的確に行うため、具体的なアクション項目ごとに担当部局を明示し、県自らが実施主体となっている施策について、可能な限り数値目標を設定します。

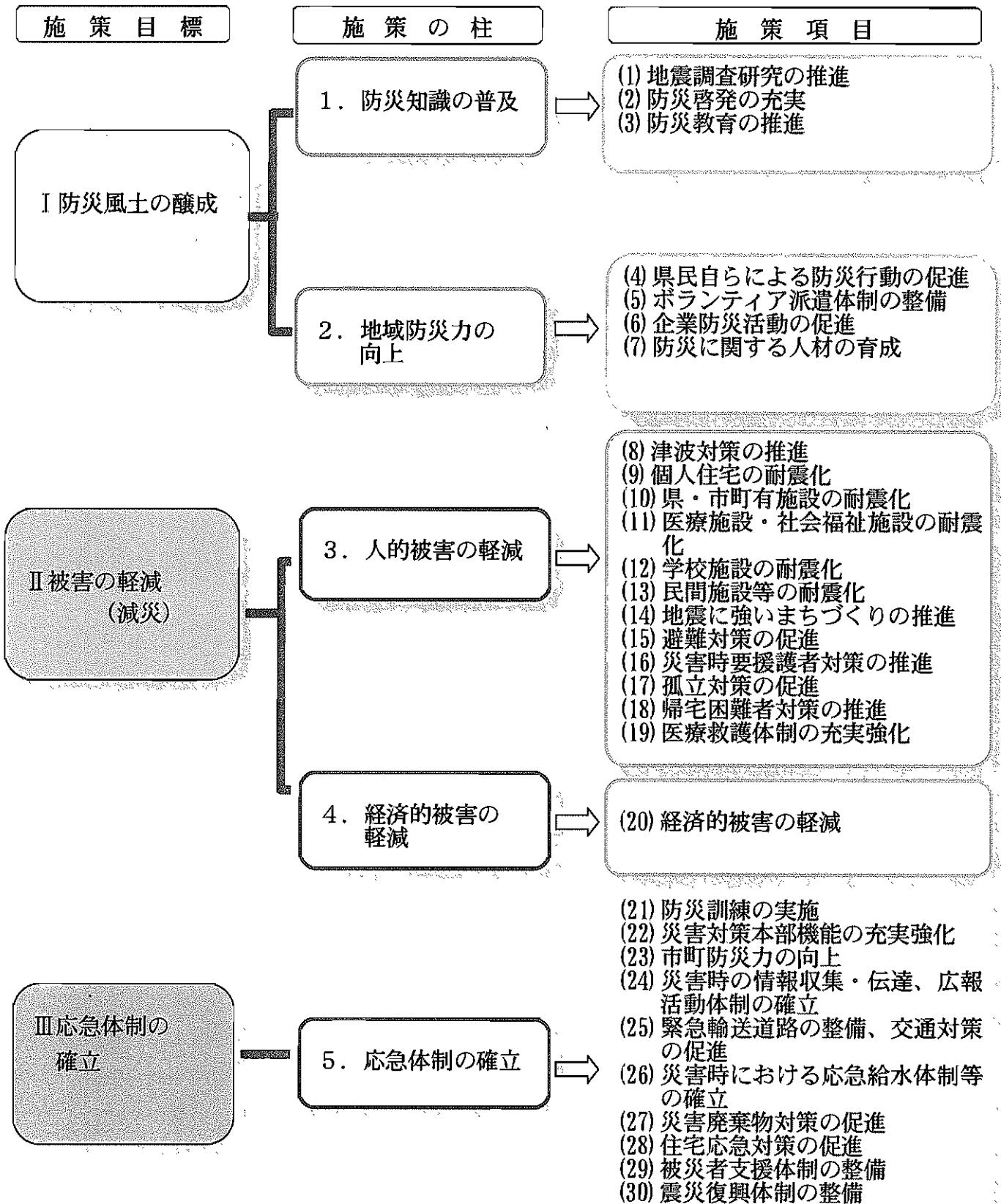
3 第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会の設置

「三重県防災会議」に「第3次三重地震対策アクションプログラム検討専門部会」を設置し、検討を行っていきます。

4 スケジュール (予定)



【 第2次三重地震対策アクションプログラムの施策体系 】



4 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について

1 経緯

(1) 消防法改正の背景

- ・ 傷病者の救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案が全国的に発生していること。
- ・ 救急隊が現場に到着してから病院へ収容するまでの時間が延びていること。

などを背景に、平成21年10月30日に改正消防法が施行されました。

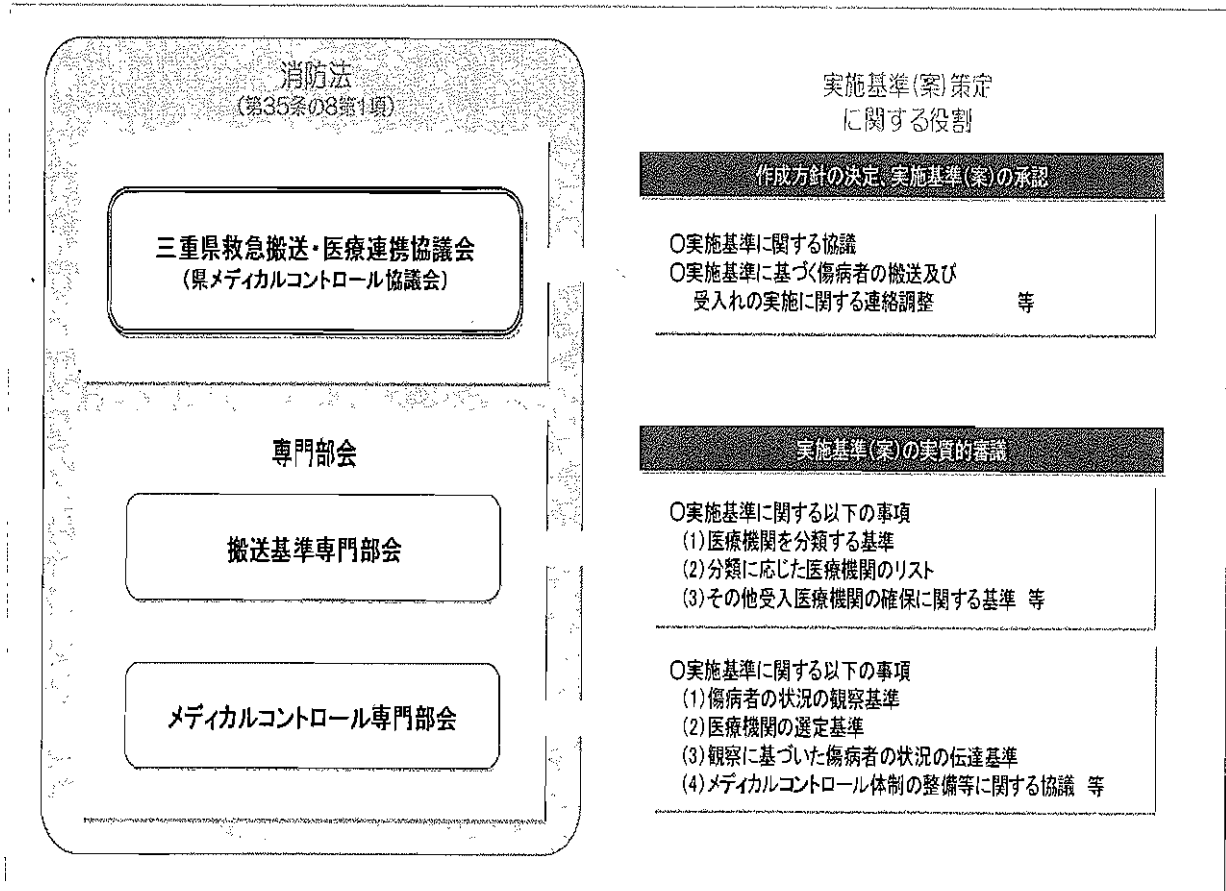
(2) 消防法改正の概要

都道府県は、地域における現状の医療資源等を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入れを実施するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）を策定することとされました。

また、実施基準の策定にあたっては、消防機関と医療機関等で構成する協議会を設置することとされています。

2 三重県救急搬送・医療連携協議会の設置

消防法の改正を受け、本県においては、平成22年1月19日に「三重県救急搬送・医療連携協議会」を設置し、その下部機関として、「搬送基準専門部会」、「メディカルコントロール専門部会」の二つの専門部会を設置し検討を行っています。



3 実施基準の策定状況

実施基準を有効に機能させるためには、県内各地域における救急医療提供体制の現状、受入医療機関の選定困難事案の発生状況等、地域の実情に応じて定めることが必要なことから、「搬送基準専門部会」において、消防機関が保有する救急搬送に関する情報の分析を行うとともに、主に輪番体制により構築されている地域毎の救急医療提供体制の把握などを進めています。

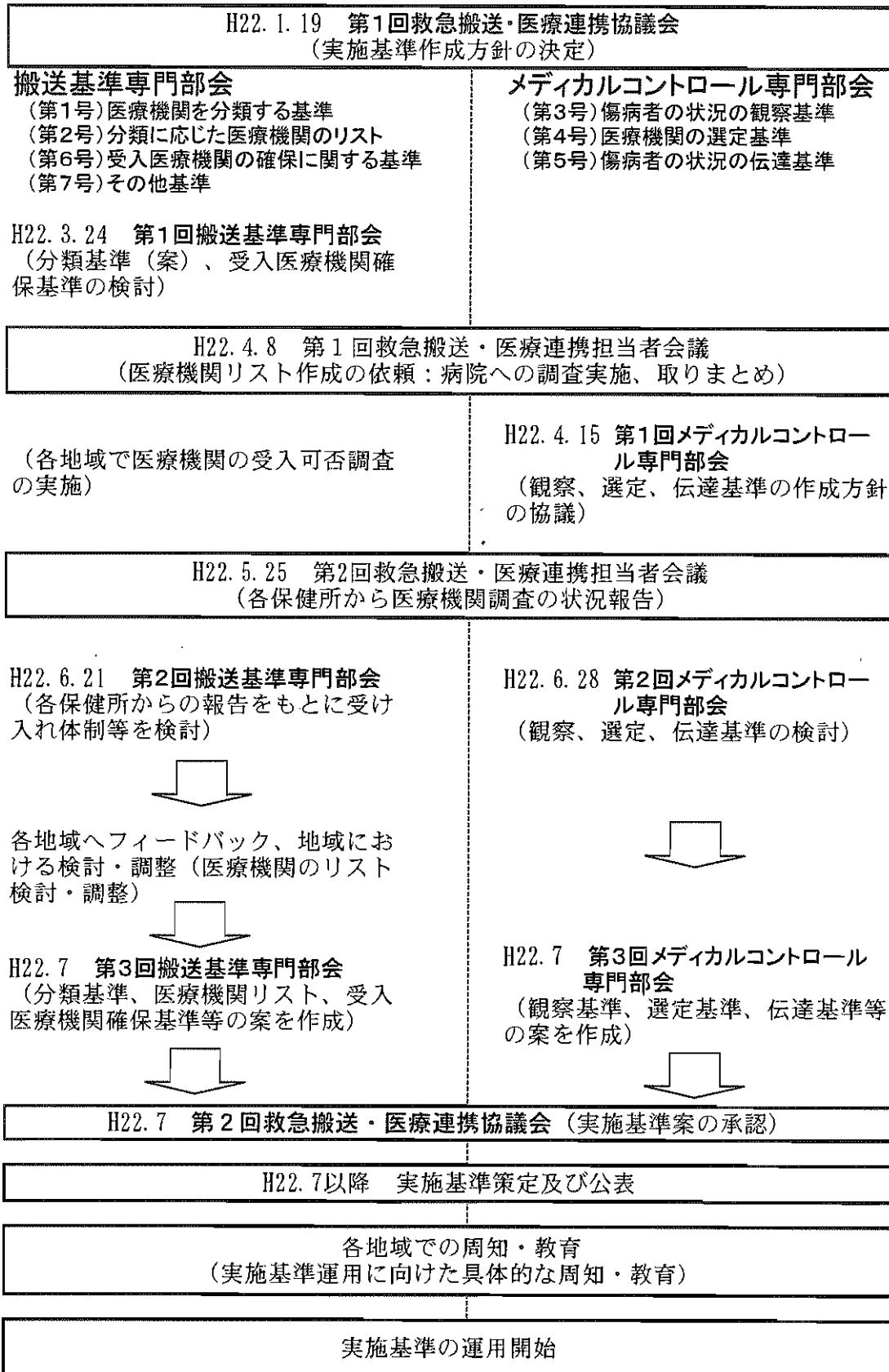
また、傷病者の状況等を救急隊員が的確に判断するための基準である観察基準や、傷病者の状況等に応じた適切な医療機関へ搬送するための基準である選定基準等については、メディカルコントロール専門部会において、既存の救急搬送に関する取組と整合性を図りながら、検討を行っているところです。

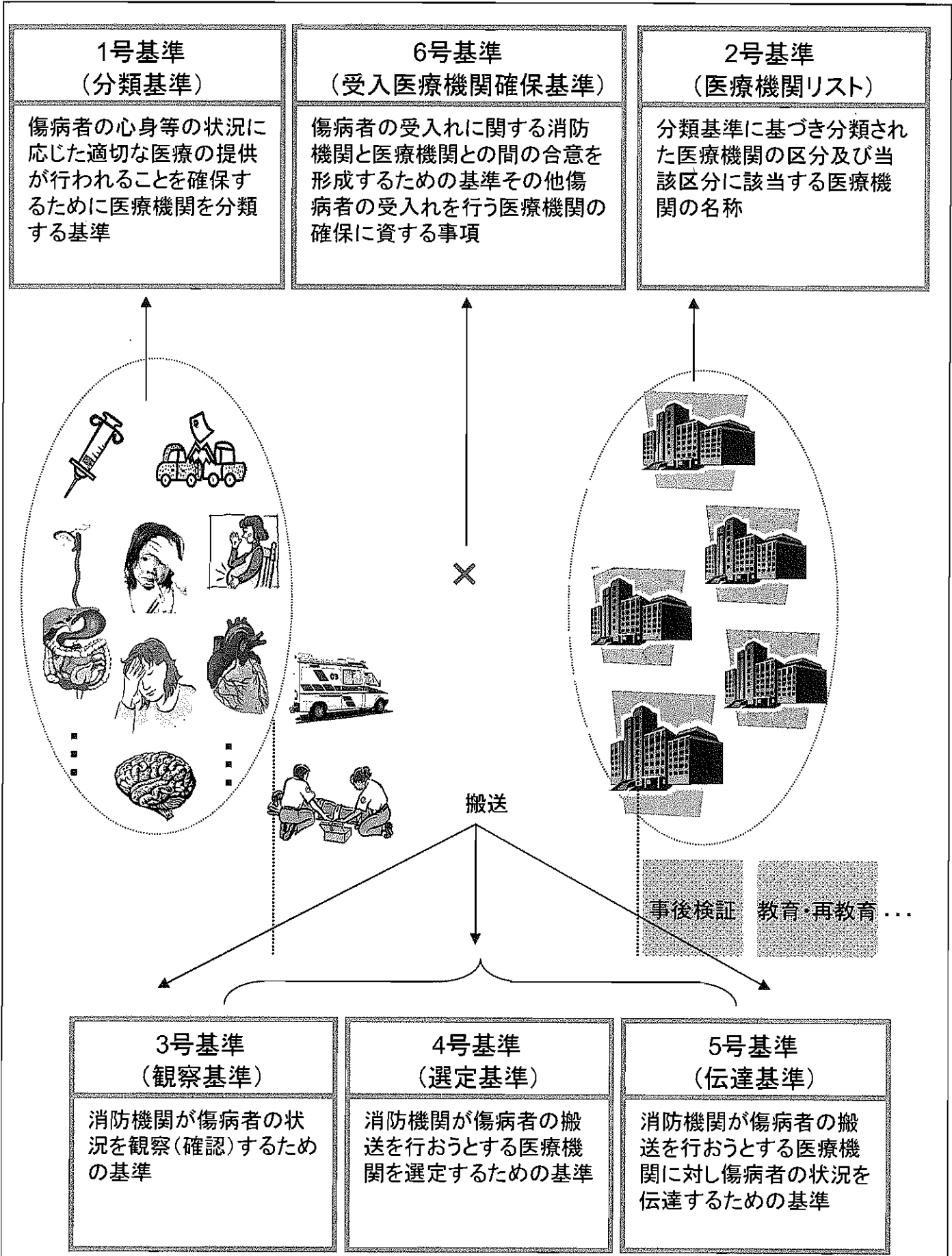
4 今後の取組について

今後、これまでの調査・検討結果を基に、地域における救急搬送に関する課題等の分析を行い、各専門部会での議論を踏まえ、各地域における救急搬送及び救急医療関係者とも協議しながら、医療機関の搬送先リストや傷病者の観察基準等の実施基準作成を進めていく予定です。

本県においても、救急搬送における受入医療機関選定困難事案が発生している状況にあり、早期の実施基準策定が求められていることから、関係機関と連携協力し、取組を進めていきます。

実施基準作成における審議状況と今後のスケジュール





5 三重県業務継続計画（仮称）について

三重県に大きな影響を及ぼす東海地震、東南海・南海地震は、今後必ず発生する巨大地震であり、三重県が平成17年3月にとりまとめた被害想定調査結果によれば、これらの地震が同時に発生した場合、県内で死者は4,800人、経済的被害は約3兆円にのぼると想定されています。

このような大規模地震発生時には、県自身も被災することが十分想定されますが、そのような状況下においても、県では災害応急対策業務や中断が許されない通常業務を発災直後から適切に行う必要があります。

1 目的

大規模災害時に想定される人やライフライン等利用可能な資源に制約がある状況下において、「非常時優先業務」（三重県地域防災計画に基づく災害応急対策業務、及び継続性の高い通常業務）を特定し、業務継続に必要な資源の確保・配分等、必要な措置を講じることにより、適切に業務執行できるようあらかじめ計画を策定します。

2 計画の概要

前提となる災害を特定し、その被害を想定した上で、「非常時優先業務」を抽出し、業務開始目標時期を設定します。一方、非常時優先業務を実施するための必要資源が、発災時にどの程度利用可能であるかを確認し、その確保状況について課題があれば、その課題を解決するための対策を検討します。

3 計画の基本方針（目標）

以下の三つを基本方針（目標）として掲げます。

- ① 県民の生命、身体、生活及び財産を守るとともに、そのための災害応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 県民生活等への影響を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- ③ 以上の業務を継続するための必要資源の確保に努める。

4 検討の前提となる危機事象について

【想定地震】東海・東南海・南海地震連動発生の場合とします。

（選定理由）

- ① いつ起きてもおかしくない東海地震に加え、東南海・南海地震の今後30年以内の地震発生確率が、次のとおり極めて高いこと。
東南海地震：60～70%、南海地震：60%程度
- ② 発生した場合に被害が甚大かつ全県に及ぶと想定されていること。
（※県庁付近も「震度6強」の揺れに見舞われると想定されている。）

【発災時間】「冬の早朝5時に発災した場合」とします。

(選定理由)

被害想定において人的被害が最大となり、勤務時間外であることから、非常時優先業務に必要な資源のうち、特に重要である職員の確保が最も困難となる条件であると考えられること。

※ ただし、勤務時間内に発災した場合には、要員の確保はできるものの、例えば、帰宅困難者の発生、来庁者や学校における児童・生徒の安全確保、火災被害等、勤務時間外に発災した場合とは異なる課題も考えられることから、業務継続上課題となる点がないか、検討を行います。

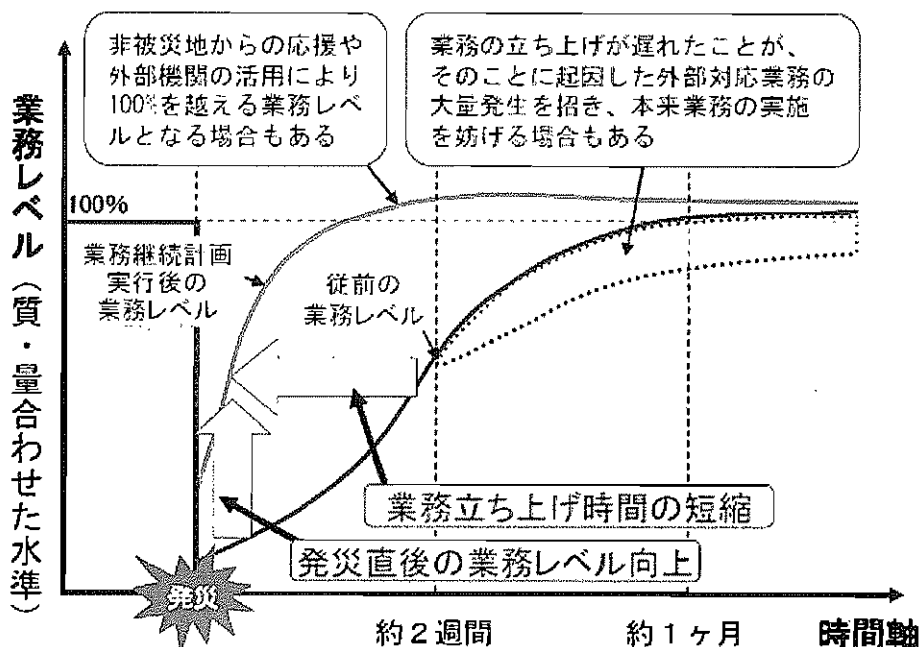
5 今後の進め方

国立大学法人三重大学と連携を図りながら、平成22～23年度の2か年で、被害状況の分析、非常時優先業務の抽出・開始目標時間設定、課題解決のための対策検討を行い、原案作成、庁内調整、有識者の意見聴取を経て策定していく予定で、22年度中に進捗状況を報告します。

また、伊勢湾台風のような大規模水害発生時における適用も視野に入れた内容としていきます。

【参 考】「業務継続計画」とは

- 緊急時に、被災して業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するための計画。
- 非常時優先業務は、災害応急対策業務だけでなく、通常業務も対象。
- 業務に必要な資源の確保・配分や、職務代行を考慮した指揮命令系統等を記載。
- 業務の再開・開始に係る目標時間も検討。
- 業務継続に従事する職員等の食料等の確保等も対象。



6 三重県復旧・復興マニュアル（仮称）について

1 策定の趣旨

三重県は、現在も含めて近い将来に東海・東南海・南海地震が同時に発生し、甚大な被害が発生することが想定されています。

このような大規模災害発生時には、災害発生後の救援・救助等の応急対策から早期の復旧・復興対策が求められ、県民の安定した生活を早い時期に取り戻すことが必要になります。

こうしたことから、被災者の生活、まち、さらに地域経済の再生、そして発展のために長期間にわたって継続的に実施することが必要な復興対策について、迅速かつ的確な対応が取れるよう、「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」を策定します。

2 基本的な考え方

- ① 東海・東南海・南海地震が同時に発生し、甚大かつ全県に及ぶ被害が発生することを想定します。
- ② 復興には、県民が主体となって生活再建だけでなく、まちの再生、経済復興にあたっていただくことが欠かせません。このため、県と市町が互いに役割を認識し、県民の意欲と活力を取り戻す復旧・復興に向けた対策を迅速かつ的確に実施していくためのマニュアルにしていきます。
- ③ 震災発生後、すみやかに復興対策本部を設置した上で、復興に向けた基本方針、基本目標などを定め、応急対策から復旧対策、さらに復興対策へ円滑・効率に移行するための手順等とします。

3 マニュアルの内容

復旧・復興に向けた対策を円滑かつ確実に実施するため、対策の内容、体制等を整備していくための手順等をマニュアルとしてまとめるとともに、この主要事項をもとに三重県地域防災計画を修正していきます。

また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など過去の災害において適用された国の法制や基金事業、各自治体の活動事例なども整理します。

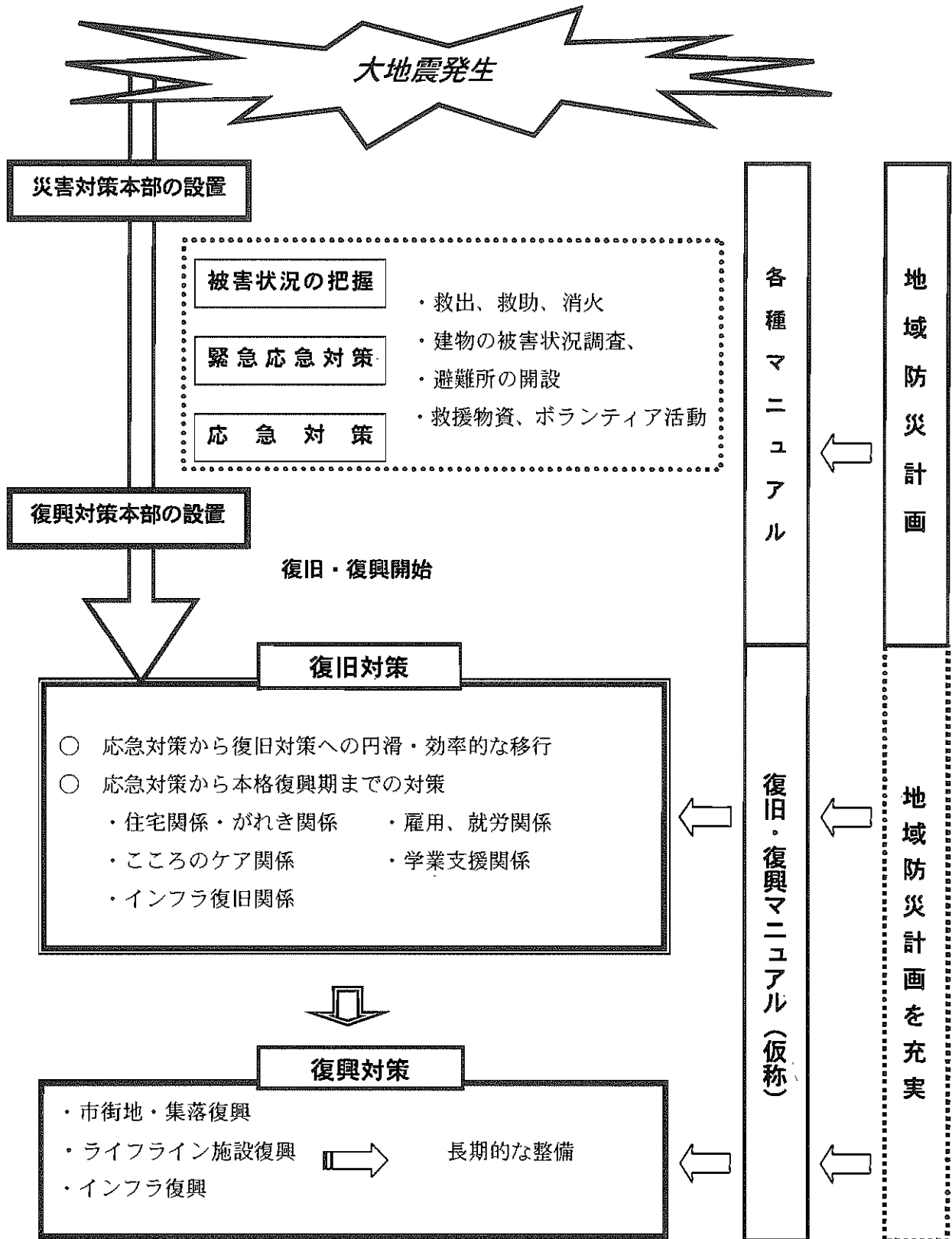
4 今後の進め方

国立大学法人三重大学と連携を図りながら、平成22～23年度の2カ年で、国の指針や他県のマニュアル策定状況も参考にし、課題検討、原案作成、庁内調整を経て策定していく予定で、22年度中に進捗状況を報告します。

なお、策定にあたっては、県民や市町、有識者等から広く意見を聴いていきます。

また、伊勢湾台風のような大規模水害発生時における適用も視野に入れた内容としていきます。

【参 考】復旧・復興対策の流れ



7 チリ地震に伴う津波に対する避難行動調査結果（速報）について

1 経緯と目的

平成22年2月27日(土)、チリ中部沿岸を震源とする地震に伴い発生した津波は、翌日の28日(日)に日本沿岸各地に到達し、三重県沿岸に津波警報が発表されました。

(地震、津波等の概要)

- 発 生 日 時 平成22年2月27日(土) 15:34頃(日本時間)
- 発生場所及び地震規模 チリ中部沿岸、M8.8
- 津波警報発表時刻 平成22年2月28日(日) 9:33発表
- 県内での予想津波高さ 「三重県南部」：最大2m、「伊勢・三河湾」：最大1m
- 県内への到達津波高さ 鳥羽・尾鷲：0.6m、熊野：0.5m、
四日市：0.2m
- 警報→注意報切替時刻 平成22年2月28日(日) 21:13
- 注 意 報 解 除 時 刻 「伊勢・三河湾」：平成22年2月28日(日) 23:36
「三重県南部」：平成22年3月 1日(月) 8:40

県及び関係市町は災害対策本部を設置し、一部の市町では避難勧告・指示を行うなど対応しましたが、避難所等に避難した住民の割合が1.9%と寡少であったこと等、地震・津波に対する警戒意識の維持に憂慮すべき状況が明らかとなりました。

(県の対応の概要)

県では、28日(日)7:30、津波に備えて準備体制を整備した後、県内沿岸部への津波警報発表と同時に県災害対策本部及び同地方部を設置し、県内の被害や関係機関の対応状況について情報収集を行うとともに、知事から津波に対する注意喚起のための県民への呼びかけを行いました。翌3月1日(月)9:00、関係市町の災害対策本部の状況を確認した上で、県災害対策本部を廃止しました。

(関係市町の対応の概要)

関係市町では、それぞれ災害対策本部を設置し、避難勧告・避難指示を発令する等の対応が行われました。発令状況については、以下のとおりです。

	発令市町数	対象世帯及び人数	避難者数(※)
避難勧告	5市3町	44,198世帯 111,263人	595人
避難指示	3市3町	28,950世帯 70,470人	2,865人
計	8市6町	73,148世帯 181,733人	3,460人

※ 避難者数は、避難所等で確認できた人数です(その他自主避難が15人)。

※ 伊勢市・尾鷲市では、地域を区分して避難勧告・避難指示をそれぞれ発令しており、避難勧告または避難指示のいずれかを発令した市町は、6市6町です。

こうしたことから、今回の津波における、県内関係地域の住民の津波避難行動や津波に対する意識等について把握し、今後の津波啓発や防災体制のあり方等の検討に資することを目的として、県民を対象とした意識調査を三重大学との共同研究により実施しました。

2 避難行動調査結果（速報）の概要

（1）調査方法等

- ① 調査対象 東南海・南海地震発生時に津波の影響を受けると考えられる19市町の関係区域に居住する20歳以上の3, 145人
(不着を除いた有効送付数 3, 129)
※19市町：木曾岬町・桑名市・朝日町・川越町・四日市市・鈴鹿市・津市・松阪市・明和町・伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町・大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町
- ② 調査方法 無作為抽出によるアンケート方式
- ③ 調査期間 平成22年4月28日～5月17日(5月20日到着分まで集計)
- ④ 回収率 29.1%(910人/3,129人)
- ⑤ 設問内容 「前日から当日にかけての対応状況」、「防災や津波に関する意識」等

（2）避難行動調査結果（速報）の概要

主な内容としては、以下のような結果が得られました。(詳細については別冊2参照)

- ① 地震の発生を知ったとき、「日本にも津波がくるかもしれない」と正しく認識している人の割合が約7割となっている一方で、津波警報発表時の認識として、「大した津波にはならない」または「津波はこない」と回答した人の割合が約9割となっています。(図2-3、図2-6)
- ② 津波警報・注意報発表中の行動として、明確な避難行動をとった人の割合は、行政が指定した避難所以外の海岸から離れた場所にある親戚・知人宅等への避難を含めて、約2割となっています。(図3-11)
- ③ 避難先や外出先からの帰宅時点について、県内沿岸へ最大波が到達した時点(28日17～19時頃)で相当数の人が、また、津波警報→注意報への切替時点(21:13)よりも早い時点ではほとんどの人が帰宅しています。(図3-13)
- ④ 避難勧告・避難指示の発表と避難行動との関係を見ると、避難勧告や避難指示が出されたことを知っていたにもかかわらず、避難しなかった人が相当数いたと考えられます。(図5-10)
- ⑤ 東海・東南海・南海地震発生時に想定されるような揺れに見舞われた場合の行動として、「すぐに避難する」とした人の割合は1割に満たず、大半は、津波警報や避難勧告などの情報をもとに「避難する」としており、「避難しない」としている人の割合も約1割強あります。(図4-5)
- ⑥ 防災対策における住民と行政の役割分担について、「行政が中心となって」または「どちらかといえば行政が中心となって」対策を進めるべきである、とした人の割合が7割近くとなっています。(図4-10)

3 調査により判明した課題

- ・ 県民を対象とした避難行動調査結果（速報）から、今回の津波に関して、大半の方々が基本的には避難行動をとっていないか、または、津波に対する危機意識を持

っていなかったことが伺えます。

- ・ こうしたことから、適切な避難行動につながるように情報を正しく伝達するとともに住民が適切な避難行動をとれるように一層啓発を行っていく必要があります。
- ・ 今回の津波は遠地津波であり、津波到達までにある程度の時間的猶予がありましたが、将来必ず発生する東海地震、東南海・南海地震時には、津波到達までの時間的猶予がなく、より一層迅速な避難行動が必要です。このことから、市町における津波に対する避難指示等の発令を的確に行うことが求められます。

4 今後の対応

- ・ 市町の避難指示等の具体的な発令基準の策定を引き続き促進する等、津波発生時の市町における迅速な防災体制を確立するための支援を行います。
- ・ 津波発生時における住民による迅速な避難を支援するため、「地域ごとの津波避難計画」の策定や、自主防災組織と連携した同計画に基づく津波避難訓練の実施など市町の取組を支援していきます。
- ・ こうした市町への支援を図るために、津波襲来当時の市町の対応等を追加調査して行くとともに、出前トークやマスメディアを活用して、一層の啓発を行っていきます。

【参 考】

○ 県内潮位観測点における今回の地震津波観測データ一覧

観測所名	第1波			最大		
四日市	28日	15:52	「微弱」	28日	18:05	0.2m
鳥羽	28日	15:30	0.1m	28日	19:59	0.6m
尾鷲	28日	15:08	0.3m	28日	17:05	0.6m
熊野市遊木	28日	15:00	0.2m	28日	17:00	0.5m

○ 県内沿岸での津波警報等の発表状況について

- ・ 県内に津波警報が発表されたのは、平成16年9月5日に紀伊半島南東沖を震源とする地震が発生した際に、「三重県南部」に津波警報が発表されて以来のこととなります。
- ・ また、遠地津波により、県内に津波警報・注意報が発表された近年の事例としては、以下のような事例があります。

発生日月日	震央地名	地震規模	発表区分	発表地域
平成21年1月4日	ニューギニア付近	M7.6	注意報	三重県南部
平成21年9月30日	サモア諸島	M7.9	注意報	三重県南部

8 災害対策本部機能の充実強化について

1. 現状及び課題

大規模災害時には、プレゼンテーションルームに県災害対策本部員会議を設置、講堂に災害対策本部事務局を開設し、情報収集、関係機関との調整、応急対策等の検討を行うこととしていますが、本部事務局及び関係部局、関係機関等が活動するスペースが手狭となっています。

2. 機能強化の概要

講堂棟に隣接する議事堂棟の一部や本庁舎県民ホールを災害対策本部として活用すること及び本部員会議室・災害対策本部事務局間で情報共有を行うための設備を拡充し、災害対策本部機能の充実、強化を図ります。

【災害対策本部施設利用（案）】

場 所	災害対策本部機能
行政棟 3F プレゼンテーションルーム	本部員会議室
講堂	災害対策本部事務局
講堂棟 131,132 会議室	国現地災害対策本部
行政棟 1F 県民ホール	記者会見室
吉田山会館等会議室	防災関係機関控室

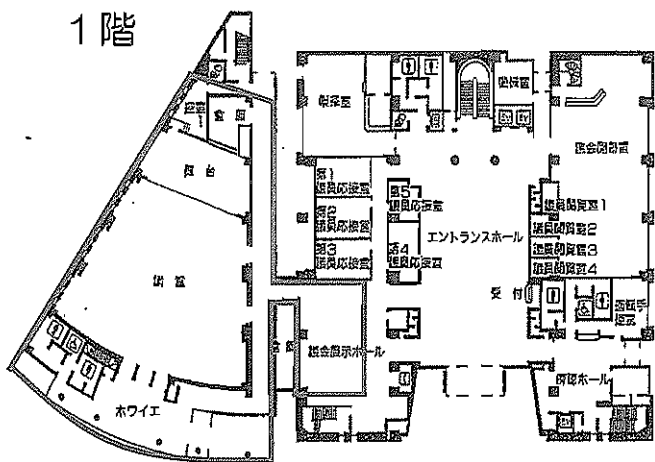
	場 所	災害対策本部機能
議 事 堂 棟	1 F 展示ホール	ライフライン災害対策室
	5 F 知事控室	防災関係機関対策室
	5 F 執行部控室	防災関係機関対策室
	5 F 503 会議室	防災関係機関対策室

3. 対応スケジュール（予定）

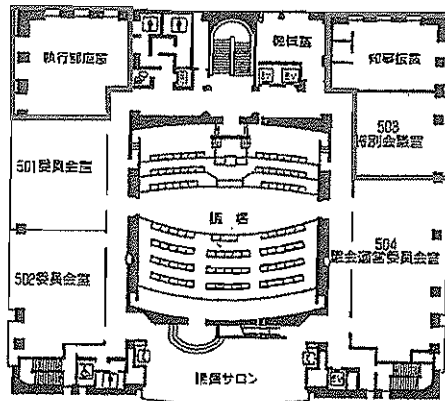
	H22年					H23年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議事堂棟	←→						←調整→	
講堂棟		←→					←調整→	
プレゼンルーム			←→		→		←調整→	
行政棟			←→		→		←調整→	
防災危機管理部 統制室	←→							→

< 議事堂棟の活用 >

1階



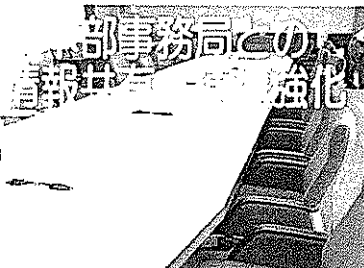
5階



展示ホール等の改修

議事堂棟

プレゼンルーム



部事務局との情報共有機能強化

災害対策本部機能

県民センター

職員携帯用
無線機配備

議事堂棟・県民ホールの活用

映像、音声設備を拡充し、
情報の共有

講堂棟

行政棟



映像・音声設備の拡充

防災危機管理部
統制室

県民ホールを
記者会見場に利用

映像・音声を
庁舎内テレビへ放送

9 地域防災力向上に向けた取組について

地域の防災力を高めるために、「自助」「共助」を軸とした地域における自主的な防災活動の活性化を促進するとともに、市町の防災力を強化する取組を支援していきます。本年度の主な取組は次のとおりです。

1 自主防災組織・市町等の支援

(1) 自主防災組織活性化促進事業

地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を展開し、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

①実践型訓練等実施支援

市町もしくは地域が主体となり、主に自主防災組織等を対象とする避難所運営訓練、DIG（ディグ）等の実践型訓練の企画運営に講師を派遣し、訓練の実施を支援します。（年間10市町）

※DIG：Disaster Imagination Game（災害想像ゲーム）
災害が発生したときの対応を地図上で考える方法

②地域防災教育センター研修

地域防災は地域の多様な主体が協働して実施する必要があるため、自主防災組織、消防団及び地元企業を対象に防災研修を実施します。

（各県民センター9地域）

③自主防災組織の広報誌「自主防災だより」の発行支援

国や県の防災対策の情報やデータ等を提供し、自主防災組織の機関誌等の発行及び充実を図ります。

④地域防災活動支援

a 地域別交流会

各市町のモデル自主防災組織や「みえの防災大賞」受賞団体等の取組事例を情報共有し、地域活性化に向けての意見交換を行います。

（各県民センター9地域）

b 県域交流会

県内自主防災組織の特色ある活動の情報交換や、自主防災組織間の連携を図ります。

c 4 県連携交流会

和歌山・徳島・高知・三重の自主防災組織が一堂に会し、情報交換や連携を図ります。（平成22年度会場：和歌山県）

(2) みえの防災活力支援事業 (みえの防災大賞)

特色ある防災活動を自主的に行っている県内の団体を表彰するとともに (大賞1団体、奨励賞5団体)、優良事例として発表することで、自主的な防災活動のより一層の充実・発展を促進します。

・「みえの防災風土づくり」シンポジウムで表彰式

日時、場所：平成22年12月4日(土)、名張市

(3) 地域防災力向上支援ふるさと雇用再生事業

三重大学と連携して、地域・企業等において地域防災の担い手となる地域防災リーダーの育成等を実施します。

- ①みえ防災コーディネーター育成 (津会場、尾鷲会場)
- ②みえ防災コーディネーター向けフォローアップ研修(2回)
- ③三重県防災教育センター研修(4回)
- ④市町等防災講座開講(2市町)
- ⑤防災ネットワーク育成事業(1地域)
- ⑥防災ネットワーク支援事業(6地域)
- ⑦市町防災力診断(隔年、22年度実施)
- ⑧避難の心得集の作成

(4) 三重大学「美し国おこし・三重さきもり塾」の実施・運営支援

三重大学が開講している、防災に関する人材育成事業「美し国おこし・三重さきもり塾」において、受講生の確保、講師の派遣等の支援を行っています。

(5) 企業防災力向上事業

地域の一員である事業所が、それぞれの事業所における「自助」、「共助」(地域との連携)にかかる取組を進めることにより、地域防災力の向上を図ります。

- ①三重県中小企業BCPモデル作成
- ②三重県企業防災ネットワークの構築
- ③企業防災力診断(3年に1度、22年度実施)
- ④地域企業向け研修(5地域)
- ⑤防災対策優良事例集作成

(6) 市町防災力向上アドバイザーの派遣

平成20年度に実施した市町防災力診断結果および平成22年度に実施する診断結果に基づき、市町が防災力を高める対策を容易に展開することができるよう、大学教員や県各部（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部）専門職からなる防災力向上アドバイザーを派遣し、問題点の把握、改善策の分析・検討を行い、総合的なアドバイスを行います。

（平成22年度：10市町に派遣）

(7) 市町図上訓練普及活動

防災に関する専門的知識や指導能力のある専属嘱託員（5名）により、市町における図上訓練導入を図り、市町の自立的防災力向上を支援します。

平成22年度は、未実施の10市町と平成21年度に実施した15市町の計25市町で実施します。

川越町での図上訓練

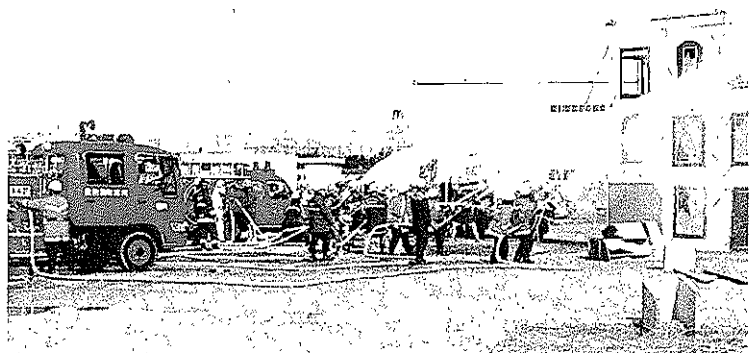


(8) 三重県総合防災訓練

毎年、県民や自主防災組織等の参加のもと、市町や防災関係機関とともに実践的な訓練を実施し、災害時における各機関の緊密かつ有機的な連携の確認、防災活動に関する技術の向上、県民の防災意識の高揚を図っています。

平成22年度の三重県総合防災訓練は、近畿2府7県合同防災訓練、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、津市総合防災訓練と共催で、10月30日（土）、31日（日）の2日間、「ニューファクトリーひさい」工業団地等で開催します。

三重県総合防災訓練



(9) 4県共同津波避難訓練

東南海・南海地震等による津波被害に備え、東南海・南海地震防災連携協議会（東南海・南海地震防災対策を効果的に実施することを目的に平成16年に設置）を構成する三重県、和歌山県、徳島県、高知県の4県において、8月1日(日)に津波避難訓練を実施します。

三重県では、津波による浸水の影響が想定される19市町において、情報収集・伝達訓練、津波避難訓練、水門等閉鎖訓練等を実施します。

海水浴客等の
避難の様子



(10) いのちを守る減災対策推進事業

地域防災力の向上のためには市町の取組が重要であることから、減災に向けた市町・一部事務組合の取組を促進するため、津波対策・孤立対策・避難所耐震化対策・災害時要援護者対策について、対象品目を追加して引き続き支援します。

2 防災風土醸成のための啓発活動

県民の皆さんが正しい防災知識を身につけ、各家庭や地域において「自助」「共助」の活動が展開されるよう、各種の啓発事業を実施します。

(1) 風水害対策の日関連事業

9月26日の「みえ風水害対策の日」を中心に防災対策にかかる啓発事業を実施します。また、9月26日(日)に尾鷲市において、「みえ風水害対策の日」講演会や啓発イベントを実施します。

(2) 地震対策の日関連事業

12月7日の「みえ地震対策の日」を中心に地震対策にかかる啓発事業を実施します。また、12月4日(土)に名張市において「みえの防災風土づくり」シンポジウムを開催します。

(3) マスメディアを活用した啓発

継続した防災啓発番組の展開及び広報活動を実施します。

(4) 防災啓発車による啓発

県内各地に出向き、地震の模擬体験による啓発活動を実施します。

(5) みえ出前トーク等による啓発

県内各地に出向き、防災活動に関する講演や意見交換会を実施します。

10 審議会等の審議状況について

(平成22年2月16日～平成22年6月6日)

1 三重県防災会議

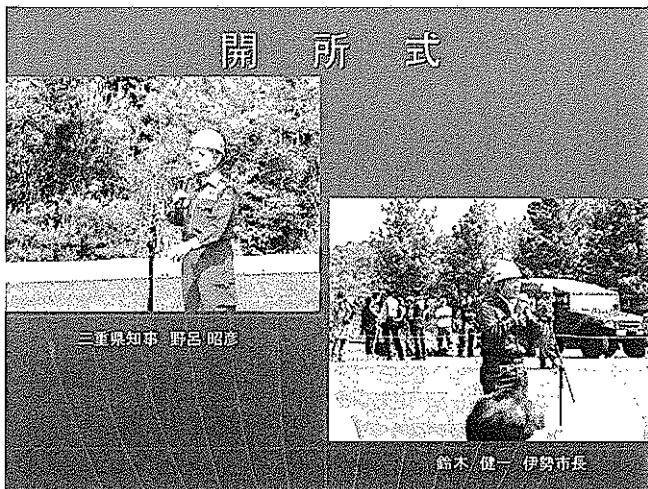
1 審議会等の名称	三重県防災会議三重風水害等対策アクションプログラム検討専門部会
2 開催年月日	平成22年2月18日
3 委員	委員長 関西大学理事・環境都市工学部教授、人と防災未来センター長 河田 惠昭 委員 三重大学大学院生物資源学研究科教授 葛葉 泰久 外13人
4 諮問事項	「三重風水害等対策アクションプログラム」の策定について
5 調査審議結果	上記アクションプログラムに関する検討
6 備考	

2 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県搬送基準専門部会
2 開催年月日	平成22年3月24日
3 委員	部会長 三重県医師会 副会長 加藤 正彦 委員 三重大学医学部附属病院 院長 竹田 寛 外16人
4 諮問事項	「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の策定について
5 調査審議結果	上記実施基準に関する検討
6 備考	消防法第35条の5第2項第1号、2号、6号基準

1 審議会等の名称	三重県メディカルコントロール専門部会
2 開催年月日	平成22年4月15日
3 委員	部会長 三重県医師会 理事 小林 篤 委員 市立四日市病院救急救命センター センター長 市原 薫 外17人
4 諮問事項	「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の策定、メディカルコントロール体制の整備について
5 調査審議結果	上記実施基準等に関する検討
6 備考	消防法第35条の5第2項第3号、4号、5号基準

報告 1 伊勢志摩広域防災拠点施設における活動訓練概況

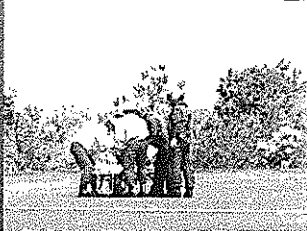


重篤患者搬送訓練



海上自衛隊 第23航空隊
(SH-60J)

性減症候群の疑いのある
患者を緊急搬送



救命資機材搬送訓練



航空自衛隊 厚松救急隊
(UH-60J)

海上漂流者を救助・救護所へ搬送



海上保安庁 第4管区保安本部



伊勢市消防本部救急隊へ引き継ぐ

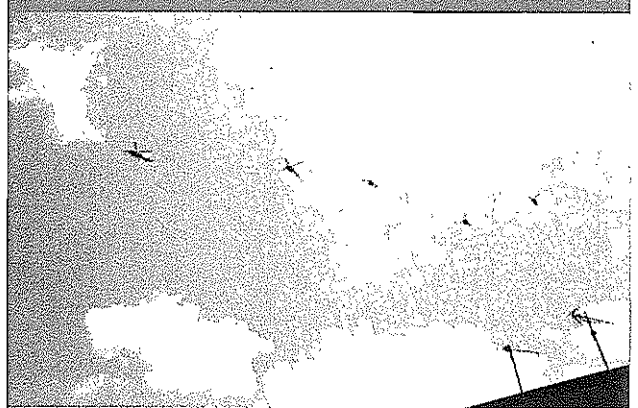


海上にて救助した漂流者を拠点へ



拠点内の臨時医療施設へ搬送

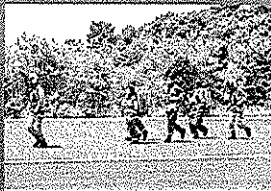
防災ヘリ5機による編隊飛行



DMATチーム搬送訓練



愛知県防災航空隊 (わかしやち)



三重県内DMATチーム
いなべ総合病院
県立総合医療センター

支援物資輸送訓練



奈良県 消防防災ヘリ
(やまと2000)



フォークリフト(バッテリー式)
【備蓄倉庫常置】

広域医療搬送拠点へ域内患者搬送

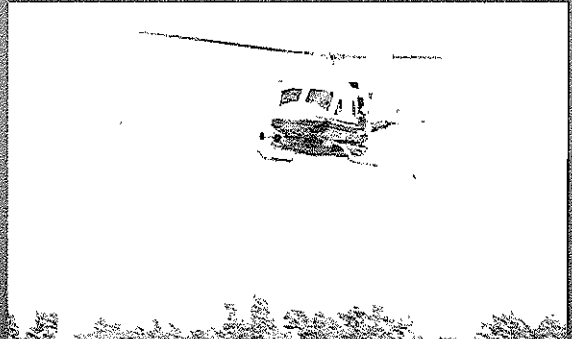


滋賀県防災ヘリ
(淡海おらみ)



広域搬送拠点(SCU)での
DMATによる医療支援

三重県防災ヘリ空中消火訓練



三重県防災航空隊(防災ヘリ隊)の活動

ヘリテレ映像伝送訓練



名古屋市消防局 消防防災ヘリ(なごや)

ヘリコプター9機内覧



陸上自衛隊空輸ヘリ(CH-1)



多用途ヘリ(UH-1)



航空自衛隊浜松救護隊(UH-60J)



海上保安庁救難ヘリ(かみたか)

ヘリコプター9機内覧



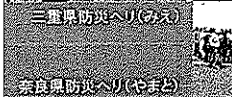
三重県防災ヘリ(みえ)



名古屋市消防局(なごや)



愛知県防災ヘリ(わかしゃち)



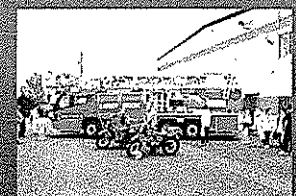
奈良県防災ヘリ(やまと)



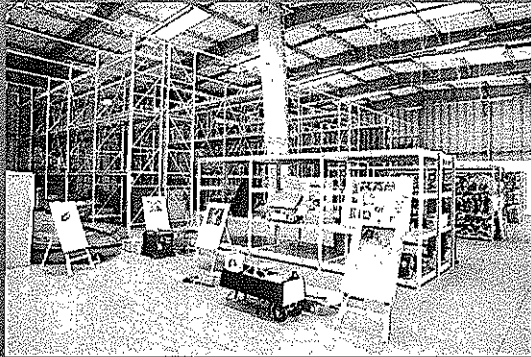
滋賀県防災ヘリ(おらみ)



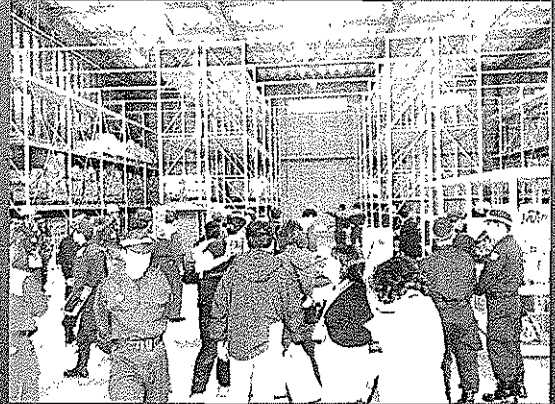
展示・体験コーナー



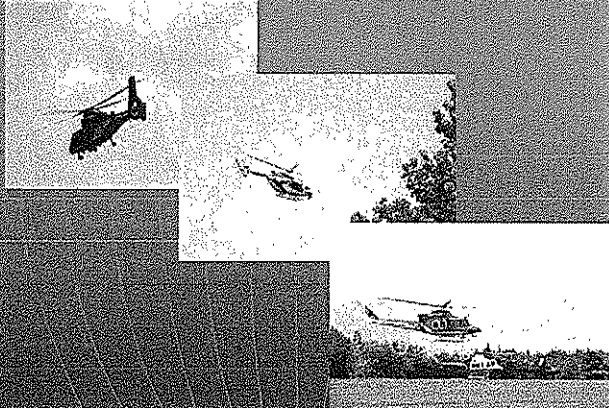
備蓄資機材展示



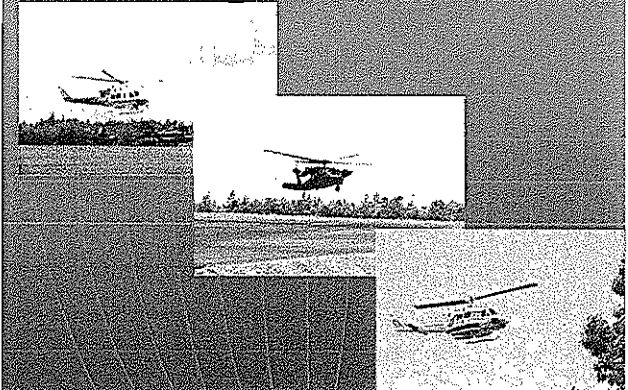
備蓄倉庫內覽



順次帰還・訓練終了



順次帰還・訓練終了



順次帰還・訓練終了



報告2 津波CGによる啓発

○目的

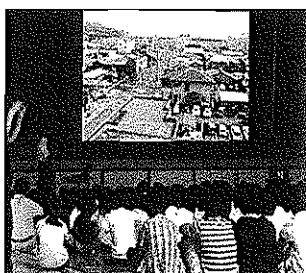
東海・東南海・南海地震連動発生時の
県内想定死者数
約4,800人
(うち津波による死者)
約3,100人

このような被害を
「**減災**」
できるかどうかは
地震発生直後にいかに
迅速に避難
できるかどうかにか
ほぼかかっている！！

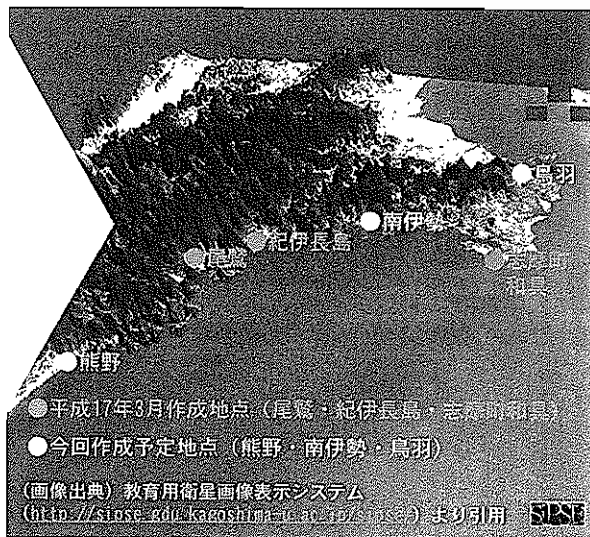
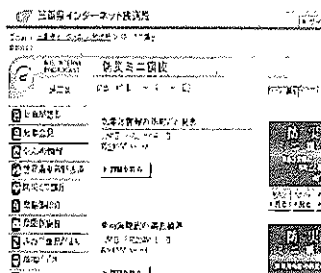
「**自らの地域に
起こり得る津波**」を
具体的にイメージ
できるような素材を
提供することにより、
住民の津波から避難する
意識を向上させ、
「**減災**」を目指す！！

(活用方法)

防災教育等啓発や出前トーク
の場での活用

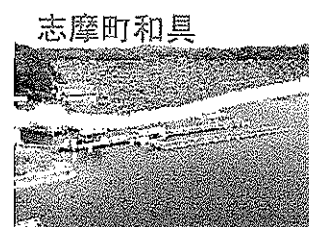
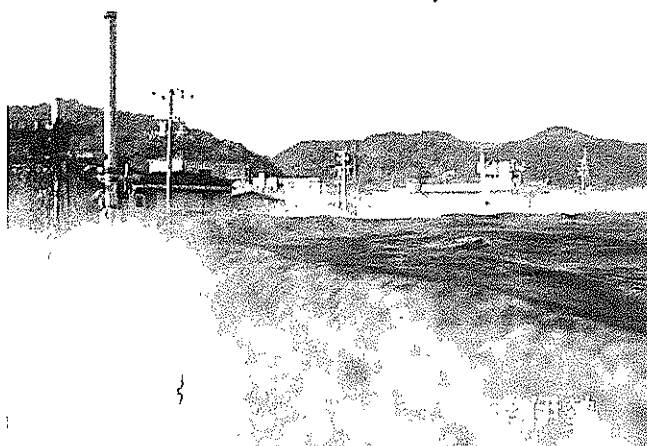
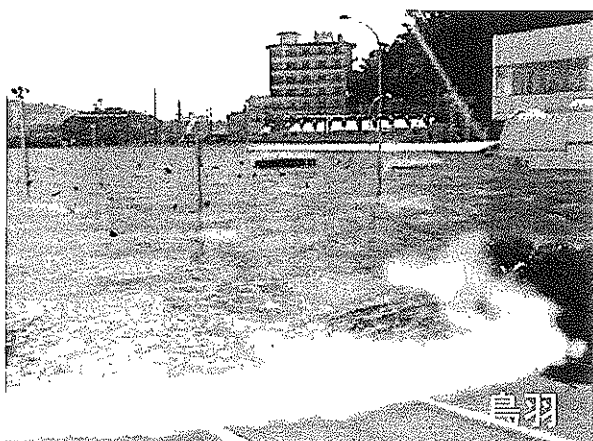


ホームページでの公開や
防災啓発番組での活用



○作成内容

(今回作成箇所)



(平成17年3月
作成箇所)